

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 23 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成 28 年熊本地震の被災地域での建設工事における
予定価格の適切な設定について

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

今般、熊本県においては、復旧・復興事業等による工事量増大に伴うダンプトラックの不足等により、作業日当たりの作業量の低下が生じていることが確認されました。このため、関係県等に対し、熊本県内で実施される国土交通省直轄工事の積算方法について定められた当面の運用（別添）を参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めるよう、別紙のとおり依頼しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

国土入企第19号
平成29年1月23日

関係県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
関係指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における
予定価格の適切な設定について

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成28年8月31日付け総行第173号・国土入企第17号）において、積極的に見積を活用した積算などを通じ、適切な予定価格の設定に努めるよう依頼してきたところです。

今般、熊本県においては、復旧・復興事業等による工事量増大に伴うダンプトラックの不足等により、作業日当たりの作業量の低下が生じていることが確認されました。このため、熊本県内で実施される国土交通省直轄工事の積算方法について、別添のとおり、当面の運用を定めましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれては、別添を参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いいたします。

(県あてのみ記載)

また、貴県におかれては、貴県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いいたします。

(發出先)

熊本県土木部長

熊本市総務局長

国技建管第8号
国総公第71号
平成29年1月20日

九州方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公 印 省 略)

熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について

熊本地震により被災した熊本県においては、復旧・復興事業等により工事量が増大し、ダンプトラック等の不足により標準積算基準と施工実態との間で乖離（作業日当たりの作業量の低下）が生じていることが確認された。

その為、下記のとおり、当面の運用を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

なお、対象となる県、政令市については、貴局より情報提供されたい。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施される工事で、平成29年2月1日以降に契約締結を行う工事

2. 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日あたり標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全て

【補正係数】 「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象

額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次
ぎの補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費：1. 1 現場管理費：1. 1

3. 適用にあたって

- (1) 平成29年2月1日以降に入札手続きを開始する工事
当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算
出にあたっては、本通知に基づき算出すること。
- (2) 平成29年2月1日時点において入札手続き中で未契約の工事
契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本
通知に基づく変更を希望する場合は、次の変更契約手続きまでに変更契約
を行うこと。
- (3) 本通知は、平成30年3月31日までに入札締切日を設定する工事に適
用する。

以上